

授業目的公衆送信補償金制度での変化

無許諾・無償の範囲

【著作権法第35条第1項】

複製

対面授業で使用する資料として印刷・配布

【著作権法第35条第3項】

遠隔合同授業等のための公衆送信



対面授業で使用する資料や講義映像を同時中継で
遠隔合同授業等として他の会場に送信

無許諾・有償(文化庁が認可する補償金制度)

【著作権法第35条第1項・第2項】

その他の公衆送信全て

対面授業の予習・復習の資料をメール送信
対面授業の資料を事前に外部サーバ経由で送信



オンデマンド授業で講義資料や資料を送信



スタジオ型のリアルタイム配信授業

制度開始前は左の複製と一部の公衆送信のみ無許可・無許諾で行え、そこに該当しない場合は権利者毎に個別に許諾を得る必要があった。
開始後はそこに『その他の公衆送信全て』を無許諾・有償で行えるようになった。関連サイト [SARTRAS 授業目的公衆送信補償金等管理協会](#)

授業目的著作物使用のポイント

該当する行為例

- ・ 教師がインターネット上の著作物をダウンロードして授業で配布する
- ・ 教師が生徒に対して授業の資料をメール送信する
- ・ インターネット上の著作物を授業でディスプレイやスクリーン等を用いて生徒に視聴させる
- ・ 学校の運動会の様子を保護者など限られた相手にリアルタイムで配信する

条件

- ・ 営利を目的としない
- ・ 複製や公衆送信する側が授業を行う教師や受ける側の生徒であること
- ・ 授業の為の使用であること
- ・ 必要な限度内の使用であること
- ・ すでに公表されている著作物を使用すること
- ・ 著作権者の利益を不当に害しないこと
- ・ 参考がある時は出所の明示をすること

上記に当てはまったとしても、

著作権者から訴えがあった際は掲載取りやめの必要や場合によっては裁判になる可能性がある
規約は必ず確認すること（規約改定についても留意が必要）